

てくのクテ

セルフメディケーション税制

■セルフメディケーション税制とは

セルフメディケーション税制は、日常的な健康管理を支援するために、特定の市販薬購入費用を医療費控除として申告できる制度です。これは、健康維持や病気の予防を目的に、個人が積極的に医薬品を利用することを促進する仕組みです。これにより、軽度の体調不良を自己管理し、医療機関の負担を減らすことが期待されています。

■セルフメディケーション税制の概要

期間：令和8年12月31日までの予定。

対象医薬品：

- ・ **スイッチOTC医薬品**が対象です。これらは、もともと処方箋が必要だった医薬品が市販薬として転用されたものです。
- ・ 対象製品にはパッケージに「**セルフメディケーション税制対象**」のマークがあります。

適用条件：

- ・ 自身や家族が健康診断、予防接種、がん検診などの**健康維持増進活動**を行っていること。
- ・ **医療費控除**との併用はできません。

控除額：

- ・ 1年間の対象医薬品購入額が**12,000円**を超えた分が控除対象となります（**上限88,000円**）。
- ・ 例えば、年間で30,000円の対象薬を購入した場合**18,000円**が所得控除されます。

申告方法：

- ・ 対象医薬品の**購入レシート**や**領収書**を保管します。
- ・ 確定申告時に**所定の書類**を提出します。（**確定申告が必要になります**）

※セルフメディケーション税制を活用することで、日頃から健康管理に努めつつ、経済的なメリットも享受できます。健康維持と医療費の節約を両立させるために、ぜひ積極的に利用してみたいはいかがでしょうか？

セルフメディケーション

税 控除 対象

このマーク
が目印

領収書（レシート）の記載例

ドラッグ
小伝馬町店 TEL: 03-5823-****
東京都千代田区岩本町1-8-**

■ 領収書 ■
2020年4月1日（水） 14時57分

00008 カブ メロドンオレ	¥108
00015 ★カキツバタスライム	¥880
00027 ビバクシス4kbA	¥869
00003 Bロッドテープ ミツマタ	¥275
00042 ★ビデグス80	¥792
00005 JFSMibust マナー50mL	¥495
小計 6点	¥3,419
合計	¥3,419
（内消費税等 （10%対象）	¥309
（8%対象）	¥3,111
現金	¥108
お 釣	¥10,019
	¥6,600

★印はセルフメディケーション税制対象商品です
緑印は軽減税率対象商品です

- A 商品名
- B 金額
- C 当該商品がセルフメディケーション税制対象品である旨
- D 販売店名
- E 購入日



『てくのクテ』は、知っている方、知らない方を問わず、ITに関する色々な疑問???や、テクノ産業から皆さまにお伝えしたいことなどを配信したいと考えております。

2024年12月 テクノ産業の休日カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

ドラッグストアで【案】を毎月購入している方は、来年の確定申告でセルフメディケーション税制を活用して減税をしてみたい方がたくさんいます。このようなことを知っているだけでちょっとした節税になるてくのクテ！
てくくんもいろいろ知識をつけていきたいところだけど内容がたくさんありすぎて迷子になる場合もあるてくのクテ！
まずは、ひとつづつクリアして今後も活動していくてくのクテ！
今年も師走になりました。皆様には大変お世話になりました。また、来年てくのクテ！

-お問合せ先-

TEL 0287-62-6010 FAX 0287-62-8998

E-mail: techno@tecowl.co.jp

- 那須高原のIT工房 -

株式会社 **テクノ産業**

〒325-0073 栃木県那須塩原市阿波町110-36

URL: <https://www.tecowl.co.jp/>

◆◆◆住所が変わりました◆◆◆

■セルフメディケーション税制と医療費控除の比較

	セルフメディケーション税制	医療費控除
控除対象	特定の一般用医薬品等（OTC医薬品）の購入費	医療費控除：医療費全般（通院費、入院費、薬代など）
控除下限額	1万2,000円	10万円（または総所得金額等の5%のいずれか低い方）
控除上限額	8万8,000円	200万円
適用条件	健康診断や予防接種などの健康維持・疾病予防の取り組みが必要	特別な条件なし
選択制	両制度は同時に利用できず、どちらか一方を選択する必要がある	
対象医薬品	厚生労働省が指定する特定のOTC医薬品のみ	医師の処方箋に基づく医薬品全般
確定申告に必要な資：レシート（領収書）、源泉徴収票		

■セルフメディケーション税制の計算方法

厚生労働省より

2. 制度の内容

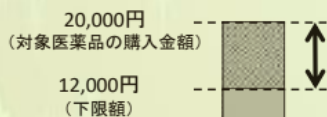
■対象となる医薬品（医療用から転用された医薬品：スイッチOTC医薬品）について

- スイッチOTC医薬品：
 - － 対象となる医薬品の薬効の例：かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、水虫・たむし用薬、肩こり・腰痛・関節痛の貼付薬
 - （注）上記薬効の医薬品の全てが対象となるわけではない



本特例措置を利用する時のイメージ

- 課税所得400万円の者が、対象医薬品を年間20,000円購入した場合（生計を一にする配偶者その他の親族の分も含む）



- 8,000円が課税所得から控除される
（対象医薬品の購入金額：20,000円－下限額：12,000円＝8,000円）

○ 減税額

- ・所得税：1,600円の減税効果（控除額：8,000円×所得税率：20%＝1,600円）
- ・個人住民税：800円の減税効果（控除額：8,000円×個人住民税率：10%＝800円）

合計：2,400の減税

■医療費控除より控除額が多いこともあります。

セルフメディケーション税制と医療費控除額を比較した場合、セルフメディケーション税制のほうが控除額が多い場合があります。

例えば）年間の医療費と薬購入費が12万円だった場合を想定すると・・・？

セルフメディケーション税制：

薬代：120,000-12,000=108,000（控除額）限度額が88,000なので
88,000×10%=8,800（還付額）

医療費控除額：

医療費：120,000-100,000=20,000（控除額）

年収200万円以上の場合の税率10%（所得金額によって変動します）。

控除額が20,000円×10%=2,000（還付額）

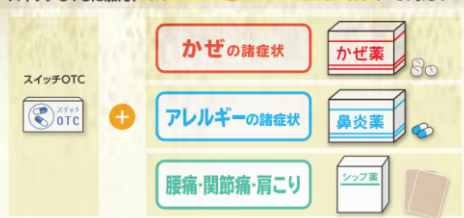
結果的にセルフメディケーション税制のほうが還付額が多くなります。

※薬代が月額1,000円以上購入する場合は、税額控除を検討してはいかがでしょうか？

■セルフメディケーション税制は以下の症状群にも対応

OTC医薬品を購入した際のレシート・領収書は捨てずに保管してください。セルフメディケーション税制で税金が戻ってきます。

スイッチOTCに加え、新たに3つの症状群にも対応！



セルフメディケーション

税 控除 対象

このマークが目印

厚生労働省 セルフメディケーション税制対象品目一覧

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>

